

平成29年度第3回総会（月例）議事録

日 時	平成29年6月28日（水） 午前10時開会			
場 所	市役所東別館11階 1101会議室			
出 席 委 員 (19名)	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 有村 伊智博 岩元 節朗 仮屋 幸孝 上四元 正昭 園山 一則 弟子丸 宗一 堂免 修 豊留 辰男 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 外園 義興 堀之内 薫 村山 利清 横峯 明人 脇田 サトエ			
欠 席 委 員 (0名)				
事 務 局	事務局長 馬場 主幹 永野 支局主任 引地、小山田、中村、溝川、陣ヶ尾 専門員 德永、内田、有田 主査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛 主任 田中 主査 村田、浜田			
農 政 総 務 課				
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件			
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について			

議

長

開 会 (午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第3回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、仮屋委員、村山委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題6、「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 11件	
議長	それでは、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」松元の番号10号の案件が、この第3条許可申請に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。 まず、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号3号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号4号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号5号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号6号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、従来から申請地周辺において親所有の農地で営農しており、今回農地の権利取得にあたり、父親との利用権を同時に設定するものです。 以上です。
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、排水管埋設、相手要望、区分地上権、設定。</p> <p>番号8号、排水管埋設、相手要望、区分地上権、設定。</p> <p>番号7と8は、資料13ページの農地法第5条、番号10と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号10号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟131.76m²、通路117.00m²、庭敷地等364.24m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…他人田、西…貸人田、南…貸人田、宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件について、事務局から補足してご説明申し上げます。</p>
松元支局	<p>この件につきまして補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南へ約0.2kmに位置する第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>本件は、土地の所有者である義理の父から、婿である借受人が、申請地を無償で借り受け、自己の住宅を建築しようとするものです。</p> <p>また、併せて、隣接する3筆の田の一部に排水管を埋設するため、農地法第3条第2項ただし書きにあります、民法第269条の2の規定に基づく区分地上権設定をするものです。</p> <p>この区分地上権については、事務局の内村主査よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、民法269条の2に規定されている区分地上権の概要について、今回のケースを基本として簡単に説明いたします。(図面掲示)</p> <p>まず、一般の地上権については、建物、工作物、竹木等を所有するためにその土地を使用する権利であり、登記することによって第三者への対抗要件を備えることができます。</p> <p>また、地上権は1筆の土地を全面的に利用することを目的とする権利です。</p> <p>一方、都市化と建設技術の進歩により、他人の土地の空中又は地中の一部だけを利用する、例えば土地の地下にトンネルを、空中に高速道路の高架橋を設置するといったのが事例ではあるのですが、このように土地の立体的な利用が多数発生する事例に対応するために制定されたのが、民法269条の2の区分地上権です。</p> <p>こちらの図をご覧ください。図に示した土地について、地表から下部分、地下30cmから50cmまでの間に排水管を埋設するため、この空間部分に地上権を設定するというのが権利設定の1例になります。このように区分地上権は、概ね3つの要素があり</p> <p>①「工作物を設置するために」、②「地下又は空間について」、③「上下の範囲を定めて」設定がなされるものであります。</p> <p>以上簡単ではございますが、区分地上権につきましての説明を終わります。</p>

松元支局	<p>それでは、本件について図面を使ってご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>配置図をご覧下さい。まず、第5条の申請地についてですが、申請地は隣接する宅地の一部50m²と一体利用し、総面積613m²となっておりますが、そのうち通路部分が117m²であり、有効面積は496m²となっております。</p> <p>汚水については、合併浄化槽となっております。申請地の南側の通路の先には県道が通っておりますが、申請地よりも県道が高いため、費用面等検討したところ、県道側溝への接続を断念し、西側の貸人田と隣接する他人田の一部に水路を埋設し、河川に放流するものです。</p> <p>それでは、次に第3条の申請地についてご説明致します。平面図をご覧下さい。排水管は全長31メートルで、第3条議案番号7の申請地を通り、第3条議案番号8の申請地を通り、既存の排水パイプへ接続し、河川へ放流します。</p> <p>断面図をご覧下さい。</p> <p>排水管の口径は12センチメートルで、5条申請地に設置される排水升から、3筆の田を通って既存排水パイプへ接続し、河川へ放流します。</p> <p>排水管は、地下30センチメートルから50センチメートルの間の位置に埋設される計画で、それぞれの農地の所有者からの同意書が添付されており、区分地上権についても双方の合意がなされております。</p> <p>また、別冊資料1の農地法第3条調査書について、1点だけご説明させていただきます。別冊資料1の13ページをお開きください。今回は、13ページの番号7と15ページの番号8につきましては、農地法第3条第2項のただし書き①に該当するため、従来の様式とは異なっております。それぞれ、裏面をご覧いただき、裏面の上の方に記載が有りますように、許可することができない場合の例外のうち、第2項ただし書き①のみ該当いたします点につきまして申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号7、8号は、農地法第3条第2項ただし書の不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>また、今回の第5条番号10号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>[「16番委員」挙手あり]</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	説明がありました区分地上権のことですが、受人の方が土地を買うとか借りるとか言うようなことではないわけですか。受人の方の要望で排水管を埋設するということですけど、排水管を埋設するだけの権利を受人の方が取得するとなると、排水管の上にある土地については、どういうことになるわけですか。
議長	排水管の上の土地は、その持ち主のものです。ただその下を通る権利です。
16番委員	下を通る権利だけをいつのですか。
5番委員	その部分だけの権利です。全体になると高速道路の下とかトンネルの上とかそういうものです。この場合は、排水管のその一部分だけの権利です。
議長	排水する場所がなく、県道は上でポンプアップしないとならなくなるからです。
5番委員	2番目はお父さんの土地ですが、その下が他人の土地だから、その端を通してくれと。そのためには、そういう手続きが必要ですよという意味で、申請しました。
16番委員	農地の利用については、今まで通り、持っている人が利用するということですか。
5番委員	そうです。
3番委員	深さが30から50cm、そこに排水管を埋設しますよね。現況が田んぼですが、田んぼの耕作にはその深さで本当に支障はないのですか。
5番委員	現況地目は田んぼですが、現在は畑地になっています。田んぼは作らないです。
議長	私は、自分の田んぼに通していますが、全く問題ないです。

18番委員	10cmから15cm位あれば大丈夫です。
議長	それ位しか、トラクターで耕すことはないです。
16番委員	0.3から0.5mというのは、法律できまっているのですか。
事務局	只今の質問についてお答えします。 区分地上権の高さをどのように設定するのかというのは、区分地上権者と区分地上権設定者の合意で決まるものでございます。今回は、双方の合意内容が地下0.3mから0.5mの間で合意したという形で、その一定部分について、区分地上権を設けたいということでございます。
議長	両方の話し合いで深さは決めるということです。よろしいですね。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 また、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 7ページ～8ページ 3件	
議長	次に、議題2、「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場760.00m ² 、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…宅地、本人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、近接地で配送センターを営業している会社の従業員用の貸駐車場として転用するもので、賃貸契約は、同会社の一括借上げとなっております。 以上です。
議長	次に、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、一般住宅、住家1棟91.91m²、庭敷地等147.09m²、東…宅地、西…本人畠、南…県道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、駐車場、貸駐車場323.00m²、通路402.00m²、転回場等402.00m²、東…宅地、西…河川、南…県道、北…他人畠、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>番号3につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、平成27年から許可を受けずに一部の造成工事をしていたため、今回、始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>申請人には、代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならぬこと、そして、今後はこのようなことがないように指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2、「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 9ページ～14ページ 14件	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の13件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：通路、通路136.00m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…受人畠、南…水路、北…渡人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場158.00m²、東・北…他人畠、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟153.19m²、庭敷地等346.81m²、東…他人畠、西・北…里道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、通路、通路128.00m²、東…市道、西…渡人畠、南…他人畠、宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、別件5条番号3で譲受人が建築する住家1棟への通路として、北側の里道沿いを拡幅し、建築基準による総幅員4mを満たす通路とし転用するものです。</p> <p>なお、申請地の共有者全員から、通路開設及び譲受人の通路使用の申請、同意書が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。

1番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1, 039. 00m²、東・西・北…他人畠、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、発電施設、太陽光発電708. 00m²、東・南…貸人畠、西…別件5条申請地、北…貸人畠、別件5条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、通路、通路340. 00m²、東…貸人畠、別件5条申請地、西…市道、他人畠、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号6と7につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため、申請地を使用貸借し、転用を行うものです。</p> <p>規模としましては、太陽光パネル192枚、最大出力48. 0 kWになります。なお、九州経済産業局から設備認定の通知を受けております。</p> <p>また、九電への接続契約申し込みも系統連係承諾通知書等に代わる回答書を受け、承諾されております。</p> <p>また、申請人は、太陽光発電施設の設置・管理のための通路部分につきまして、別件5条の番号7で許可申請しております。</p> <p>番号8号、所有権移転、贈与、法面、法面200. 00m²、東…里道、西・北…宅地、南…渡人畠、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>番号8につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、今年の4月に土砂崩れが発生して、急傾斜地になったとのことで現地を確認しております。</p> <p>急傾斜地部分の面積は、約140m²で、高低差が約4メートルあり、農地として利用できなくなっておりました。</p> <p>今後の2次災害を防止するため、法面の保護が必要な状況になっており、申請人が協議した結果、譲受人が、申請地の贈与を受けて、法面の保護管理を行うことになったとの報告を受けております。</p> <p>譲受人が法面の保護管理を行って、土砂崩落の災害を防止するために、転用を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟66. 24m²、庭敷地等271. 76m²、東…堤防、西・北…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、植林、クヌギ100本712.00m²、東…他人田、西・南…水路、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、通路、通路58.00m²、東…渡人畠、西・北…里道、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、建売住宅、住家9棟577.09m²、通路396.80m²、庭敷地等2,017.11m²、東…市道、他人畠、西…他人畠、南…市道、北…渡人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約2kmに位置する第1種農地のおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、申請人は申請地を買い受け建売住宅9棟を建築するもので、不許可の例外である集落接続施設に該当します。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟205.33m²、庭敷地等353.32m²、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔それでは、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 非農地認定に関する件 15ページ～20ページ 12件	
議長	次に、議題5、「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：庭敷地として49年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林</p> <p>番号5号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林</p> <p>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、11番委員お願いします。
11 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：松、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：庭敷地として17年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題6. 農地利用変更届出に関する件

21ページ～23ページ 3件

議長	次に、議題6. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年7月1日、工事終了日：平成29年8月31日、周囲の状態：東…山林、西…雑種地、南…原野、北…市道、境界…土留、作物…甘しょ、高さ…1.0～4.85m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請地は傾斜地に位置する東西に細長い畑で、今回、申請地のうち盛土が可能な808m²に盛土を行い、市道と同じ高さにし、畑としての利便性を高めようとするものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年7月1日、工事終了日：平成29年12月31日、周囲の状態：東…他人田、西…水路、南…農道、北…山林、境界…土留、作物…飼料、高さ…1.0m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年7月1日、工事終了日：平成29年7月31日、周囲の状態：東…宅地、西…南…市道、北…私道、境界…ブロック積、土留、作物…野菜、高さ…0.45m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「5番委員」挙手あり〕 はい、5番委員どうぞ。
5番委員	番号1ですが、面積が1, 513m ² ありますが、埋立期間が2ヶ月で終わるのですか。
事務局	番号1につきましては、説明いたしましたが、1, 513の内808m ² について、盛土を行います。傾斜地ということで、最高の高さの部分が4. 85mになっております。搬入する土砂の発生場所は、そこから約1km程離れた所の造成工事の現場から出るということで、既にいつでも土砂は搬出できる状態にしてあります、計画としましては1ヶ月で工事は終わると説明を受けております。
5番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農地利用計画変更届出に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題6. 農用地利用集積計画に関する件

24ページ～40ページ 43件

議長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>36ページ、番号29、30号につきましては、14番委員自身が代表の農地所有適格法人が、39ページ、番号39から41号までにつきましては、6番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14番委員、6番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず14番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号29、30号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>36ページをご覧ください。</p> <p>番号29号、地目：田、面積1,065.00m²、権利の種別：賃借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>番号30号、地目：田、面積950.00m²、権利の種別：賃借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>平成29年6月30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」番号29、30号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入れます前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。6番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席、6番委員離席後)</p> <p>それでは、番号39から41号までにつきまして、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>39ページをご覧ください。</p> <p>番号39号、地目：畠、面積886.00m²、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>番号40号、地目：畠、面積759.00m²、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>番号41号、地目：畠、面積949.00m²、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>平成29年6月30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農用地利用集積計画に関する件」番号39から41号までにつきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(6番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの38件及び先ほどの5件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題6、「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>「議案第6号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年6月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権18件19,632.00m²、うち新規13件15,042.00m²、賃借権25件32,711.00m²、うち新規12件17,527.0m²、合計43件52,343.00m²、うち新規25件32,569.00m²となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間設定期間5年が9件、10年が6件、3年が2件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。</p> <p>これは、24ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が8件、10年が5件、1年から3年未満、3年、5年から10年未満が各4件となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権28筆、賃借権36筆、計64筆。面積は、田40,022.00m²、畑12,321.00m²、計52,343.00m²うち更新分は、19,744.00m²です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は43人。うち更新分は18人となっております。</p> <p>次に28ページから40ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件

別冊資料2 2件

議長	<p>次に、議題7、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町瀬々串上地区にあり、喜入支所から北西へ約6.7kmに位置し、東側は宅地・他人畠、西・南・北側は他人畠に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町伏野地区にあり、松元支所から北東へ約3kmに位置し、東・南側は市道、西側は他人畠、北側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 41ページ～44ページ 4件	
議長	報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願ひします。
16番委員	報告します。41ページです。 照会日：平成29年6月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年6月20日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議長	次に、吉野、1番委員お願ひします。
1番委員	報告します。42ページです。 照会日：平成29年5月31日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年6月14日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議長	次に、喜入、10番委員お願ひします。
10番委員	報告します。43ページです。 照会日：平成29年5月29日、現況：農地、調査結果：該地は都市計画その他の区域内にあり、現況農地である。 処理状況：平成29年6月2日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議長	次に、郡山、18番委員お願ひします。
18番委員	報告します。44ページです。 照会日：平成29年5月25日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画その他の区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年6月8日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 45ページ～46ページ 7件	
議長	それでは、報告事項2 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田5筆、3,973.00m²、畠7筆、3,239.00m²となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が6件となっております。</p> <p>46ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について	
事務局	<p>47ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が3件、共同住宅、その他、が各1件、合計5件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、共同住宅が3件、店舗等が2件、駐車場、資材置場が各1件、合計20件となっております。</p> <p>48ページは、4条関係5件、49ページから54ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p> <p>(平成28年度 農業委員会委員親睦会会計報告及び監査報告)</p>
事務局	<p>・平成29年度第4回総会（月例）開催日時は、 7月28日（金）午前10時開会 みなど大通り別館6階 ゾーホーかごしま会議室</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時50分）</p>